



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*54 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課) 1

○ 告示

1048 和歌山県商品流通調査の実施 (調査統計課) 4

1049 平成24年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借に係る一般競争
入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課) 5

1050 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 7

1051 有害凶書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 7

1052 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 8

1053 生活保護法による医療機関の指定 (") 8

1054 " (") 8

1055 生活保護法による指定医療機関の変更 (") 9

1056 保安林の指定の解除 (森林整備課) 9

1057 林業種苗生産事業者の登録の失効 (") 9

1058 白浜都市計画道路事業の事業計画の認可 (道路建設課) 9

*1059 和歌山県証紙売りさばき人の指定の取消し (会計課) 10

○ 選挙管理委員会告示

63 政治団体の届出事項の異動の届出 10

64 資金管理団体の届出事項の異動の届出 10

65 政治団体の解散の届出 10

66 政治団体の収支報告書の要旨 11

67 政治団体の設立の届出 11

○ 警察本部告示

5 一般競争入札による落札者の決定 11

○ 訓令

*13 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課) 12

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課) 13

入札公告 (情報政策課) 13

規 則

和歌山県規則第54号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(本部の構成)

第3条 本部に、本部会議、総合統制室及び部（以下「本部（本庁）」という。）並びに支部及び地方連絡部を置く。

(本部会議)

第4条 本部会議は、災害応急対策等の基本方針の決定その他必要な事項を協議する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

第5条第1項中「室長、副室長、室長付」を「、室長、副室長」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第6条中第9項を第10項とし、第1項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

部に、知事室部、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部、県土整備部、会計部、議会部、教育部、警察部、監査委員部、人事委員会部及び労働委員会部を置く。

第7条第1項を次のように改める。

本部会議の決定事項等について、各部の連絡事務を処理するため、各部長が指名した本部連絡員を総合統制室に置く。

第8条第1項を次のように改める。

支部は、地方における災害応急対策等の事務を円滑に処理する。

第8条第4項中「本部」を「本部（本庁）」に改め、同条に次の5項を加える。

5 支部に、支部長、副支部長及び支部員を置く。

6 支部の支部長及び副支部長は、別表第4のとおりとする。

7 支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部（本庁）との連絡に当たるものとする。

8 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条第1項を次のように改める。

地方連絡部は、災害に関し、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理を図る。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(緊急防災要員)

第11条 本部（本庁）の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、本部（本庁）に緊急防災要員を置く。

2 支部の初動体制確立のため、支部に緊急防災要員を置く。

3 緊急防災要員は、県庁及び振興局の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

第12条を削る。

第13条第3項を削り、同条を第12条とする。

第14条第4項中「本部に」を「本部（本庁）に」に改め、同条を第13条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1室名の部中「室長付」を削り、同表総合統制室の部中 「(室長) 危機管理監 (副室長) 危機管理局長 (室長付) を 「(室長) 危機管理監 (副室長) に、

総合防災課長 危機管理局長
 消防保安課長
 広報課長 」

「総合防災課員
 危機管理課員
 消防保安課員
 広報課員
 人事課員
 情報政策課員
 総合交通政策
 課員
 福祉保健総務
 課員
 医務課員
 道路保全課員
 室長が必要に
 応じ指名した
 部の職員 」

を 課員 に、「26 その他必要なこと。」を 30
 室長が必要に 31
 応じ指名した 32
 部の職員 」 33
 34

伝

孤立集落の支援に関すること。
 職員の配置に係る調整に関すること。
 災害救助物資の調達及び供給に関すること。
 救援物資の輸送に関すること。
 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。
 医療救護活動の実施に関すること。 に改める。
 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び
 達に関すること。
 緊急輸送道路の確保に関すること。
 その他必要なこと。 」

別表第2企画部の部（幹事班）企画総務班の項を次のように改める。

（幹事班） 企画総務 班	（班長） 企画総務課長 （副班長） 地域プロジェ クト 対策室長 調査統計課長 人権政策課長 人権施策推進 課長	企画総務課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員 人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 和歌山県土地開発公社管理施 設の被災及び周辺被害に関する こと。 4 その他必要なこと。
--------------------	---	--	--

別表第2企画部の部中調査統計班の項を削り、

総合交通 政策班	（班長） 総合交通政策 課長 （副班長） 地域政策課長 過疎対策課長 空港対策室長	総合交通政策 課員 地域政策課員 過疎対策課員 空港対策室員 福祉保健総務 課員 資源管理課員	1 各班共通業 2 公共交通機 フェリー等） の被害情報の 応急対策に関 3 人員及び物 合的な調整に 4 その他必要
統計班	（班長） 統計課長 （副班長） 統計副課長	統計課員	1 各班共通業 2 その他必要
人権班	（班長）	人権政策課員	1 各班共通業

	人権政策課長 (副班長) 人権施策推進 課長	人権施策推進 課員	2 その他必要
情報政策 班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副 課長	情報政策課員	1 各班共通業 2 その他必要

務に関する事
務に関する事
務に関する事
務に関する事
なこと。
なこと。
なこと。
なこと。

を

総合交通 政策班	(班長) 総合交通政策 課長 (副班長) 地域政策課長 過疎対策課長 空港対策室長	総合交通政策 課員 地域政策課員 過疎対策課員 空港対策室員 福祉保健総務 課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関する事。 2 公共交通機関(鉄道、バス、 フェリー等)及び関西国際空港 の被害情報の収集、その他災害 応急対策に関する事。 3 人員及び物資の輸送に係る総 合的な調整に関する事。 4 その他必要な事。
-------------	---	--	---

に改め

る。
別表第2福祉保健部の部医務班の項事務分掌の欄中「3 医療機関との連絡に関する事。」を「3 医療機関等との連絡に関する事。」に改め、同表農林水産部の部果樹園芸班の項事務分掌の欄中「2 災害救助に必要な食糧の確保に関する事。」を「2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関する事。」に改める。

- 別表第4中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。
- 別表第5中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。
- 別表第6中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1048号

和歌山県統計調査条例(平成21年和歌山県条例第22号)第3条の規定により、和歌山県商品流通調査を次のとおり実施する。

平成24年8月31日

1 目的

経済産業省が作成する「平成23年地域産業連関表」及び各都道府県が作成する各種産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 範囲

- (1) 地域的範囲 和歌山県下全域
- (2) 属性的範囲 日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」（細分類2122生コンクリート製造業を除く。）に属する事業所

3 調査事項

製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額並びに国内向け出荷額のうち消費地別構成比及び業種別構成比

4 期日

平成24年9月1日から同年10月31日まで

5 方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、商品流通調査記入手引及び調査票記入例に従って自計申告されたものを回収する郵送自計方式

6 報告義務者

2に同じ

和歌山県告示第1049号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成24年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 業務内容

平成24年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

- (2) (1) のイからエまで、カからクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県職務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ、オ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成24年8月31日（金）から同年9月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年9月14日（金）午後5時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メール（e0204002@pref.wakayama.lg.jp）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成24年9月10日（月）午後1時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成24年9月10日（月）から同月18日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
郵便番号 640-8262
電話番号 073-441-2401
ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成24年9月18日（火）時点において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 2の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足しているものを提出した者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成24年9月24日（月）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成24年10月2日（火）午後4時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成24年10月5日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1050号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年10月17日まで縦覧に供する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年8月17日
- 2 名称
特定非営利活動法人新和歌山エヌピーオー
- 3 代表者の氏名
木野学
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市堀止西二丁目12番22号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に関する健康維持及び増進にかかる事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1051号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年8月22日指定した。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	エンタテインメントダッシュ 9月号	02059-09	晋遊舎
月 刊 誌	お宝ガールズ 9月号	02257-09	コアマガジン
月 刊 誌	黄金のGT 9月号	12259-09	晋遊舎
月 刊 誌	EXciter 9月号	01977-09	サン出版
月 刊 誌	実話マッドマックス 9・10月合併号	15279-10	コアマガジン
月 刊 誌	実話大報 9月号	15191-09	ジーオーティー

月刊誌	俺の旅 9月号	02285-9	ミリオン出版
雑誌	弾丸DASH vol.10	02060-09	晋遊舎
コミック	恋愛美人if 9月号	19615-09	セブン新社
コミック	JUNK!BOY なつやすみ号	18356-09	リブレ出版
コミック	絶対恋愛Sweet 9月号	15557-09	笠倉出版社
コミック	ASUKA CIEL 9月号	11577-09	角川書店

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1052号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
新歯 45-23	新宮小淵歯科・矯正歯科	新宮市緑ヶ丘2-2-48	平成 24.6.30

和歌山県告示第1053号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
新歯 46-24	新宮小淵歯科・矯正歯科	新宮市神倉4-6-46	平成 24.7.4

和歌山県告示第1054号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西医	上富田町市ノ瀬診療所	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504-8	平成

154-24

24.8.8

和歌山県告示第1055号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
御医 43-1	丸山診療所	T-cubeメディカルクリニック	御坊市御坊265-1	平成 24.8.1

和歌山県告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町水上字虎ヶ峯465の22
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第1057号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事 業 所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
7358	土屋保	田辺市芳養町3698			○	○	土屋保	田辺市芳養町3698

和歌山県告示第1058号

白浜都市計画道路事業の事業計画については、平成24年8月7日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
白浜都市計画道路事業 3・6・7号白浜空港フラワーライン線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1059号

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）第10条第1項第5号の規定により、平成24年8月20日付けで、次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

売りさばき人	住 所	売りさばき所
田辺飲食業組合長	田辺市湊724	同左

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団体の別	備 考
幸福実現党紀の川 後援会	会計責任者	久保美也子	岡田浩明	平成 24. 7. 23	政治団体	
和電商組政治連盟	代表者	明山武夫	長崎道信	平成 24. 7. 25	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届 出事項の異動の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	異動事項	新	旧	届 出 年月日
松本貞次	湯浅町長	松本貞次後援会	公職の種類	湯浅町長	和歌山県議会議 員	平成 24. 7. 23

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日

辻大介後援会	辻治江	平成 24. 7. 20	平成 24. 7. 20
--------	-----	-----------------	-----------------

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成24年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

(単位：円)

辻大介後援会

報告年月日 24. 07. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

辻大介後援会

報告年月日 24. 07. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

辻大介後援会

報告年月日 24. 07. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年8月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
辻大介後援会	辻明子	辻市郎	東牟婁郡串本町大島1778-3	平成 24. 7. 20
鈴木さちお後援会	平野三代治	鈴木幸夫	東牟婁郡串本町和深817-15	平成 24. 8. 1

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

和歌山県指紋情報管理システム貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」

という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年8月31日

和歌山県警察本部長 植田 秀人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
3,702,090円（うち消費税及び地方消費税の額176,290円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年6月1日

訓 令

和歌山県訓令第13号

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3項第1号の表配備体制1号の項地震・津波の欄中①を削り、②を①とし、同表配備体制2号の項地震・津波の欄中③を④とし、②の次に次のように加える。

③ 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。

第3項第2号の表警戒体制の部2号の項中「福祉保健総務課、」を削り、同表配備体制の部1号の項中「秘書課」の次に「、政策審議課」を加え、「環境生活総務課」を「福祉保健総務課」に改め、「、健康推進課」及び「、農林水産総務課、工事検査室」を削り、同部2号の項中「、財政課、市町村課」を削り、「総合交通政策課」の次に「、環境生活総務課」を、「障害福祉課」の次に「、健康推進課」を加え、「食品流通課」を「農林水産総務課、工事検査室、研究推進室」に改め、「、会計課、総務事務集中課」を削る。

第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 財政課、総務事務集中課については、災害対策連絡室が設置された場合において、配備体制2号の担当課室に加えるものとする。

第3項に次の1号を加える。

(10) 警戒体制及び配備体制が発令され、基準となる事象がなくなった場合においても、発令を継続する

ものとし、危機管理監が警戒体制及び配備体制の継続を不要と認めたときに発令を解除するものとする。

第6項を第7項とし、第5項を第6項とする。

第4項第1号中「の発令と同時に」を「が発令されている場合において、危機管理監が必要と認めたときは、」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 連絡員

- (1) 配備体制2号が発令された場合において、知事室、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部及び県土整備部（以下「各部等」という。）の主管課から連絡員として職員を1名以上危機管理局に配置する。
- (2) 連絡員は、各部等の部長等が指名するものとする。
- (3) 連絡員は、各課室との連絡調整等の業務を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成24年8月8日以降無効とする。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	農業	6527323 ┆ 6527324	2枚	平成24年5月8日から 平成25年5月5日まで	紀中県税事務所	平成24年8月8日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

平成24年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
平成24年度 住基第1号
- (2) 調達物品等の名称
和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借
- (3) 調達物品等の仕様
入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

- (5) 納入期限
平成25年3月31日（日）まで
- (6) 履行期間
平成25年4月1日（月）から平成30年3月31日（土）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成24年和歌山県告示第1049号に規定する平成24年度和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム通信機器賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (2) 日時
平成24年8月31日（金）から同年9月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の（1）に同じ。
- イ 日時
3の（2）に同じ。
- (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年9月14日（金）までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メール（e0204002@pref.wakayama.lg.jp）により行うものとする。
- 5 事業説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- (2) 日時
平成24年9月10日（月）午後1時から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- イ 入札日時
平成24年10月22日（月）午後2時から
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。
- (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認さ

れた旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成24年10月22日（月）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額（月額の入札金額に60を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加えた額をいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products / services to be purchased :

Telecommunications equipment of resident-registry network system

(2) Date / time of bidding :

2:00 pm 22 October 2012 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 am 22 October 2012)

(3) Inquiries :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136